令和4年 第9回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時:令和4年9月27日(火)午前10時00分から午前10時50分まで
- 2 会場:弟子屈町公民館研修室
- 3 出席委員

岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員、宮田委員 出席事務局

山口管理課長、中村管理課長補佐、武田指導室長、藤森社会教育課長、渋田社会教育課長補佐、小見山図書館副館長

欠席事務局

杉崎公民館副館長、坪井給食センター副所長

4 会議録署名委員:菅原委員

前回署名:金井委員

5 傍聴人 なし

議事日程

令和 4年 9月27日

日程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	議案第19号	弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について
5	議案第20号	弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定につい て
6	議案第21号	弟子屈町図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改 正する規則の制定について
7	議案第22号	弟子屈町図書館処務規程の一部を改正する訓令の制定について
8	議案第23号	弟子屈町修武館管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制 定について
9	議案第24号	弟子屈町川湯屋内温水プール管理運営規則の一部を改正する規則 の制定について
10	議案第25号	弟子屈町川湯屋内温水プール処務規程の一部を改正する訓令の制 定について
11	議案第26号	弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民族資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

会議内容

【開会】

山口課長 : ただ今より、令和4年第9回定例教育委員会を開会いたします。

開会にあたり、岩原教育長よりごあいさつ申し上げます。

岩原教育長:おはようございます。

本日は、お忙しいところご出席いただき大変ありがとうございます。 それでは只今から、令和4年第9回定例教育委員会を開会いたします。

岩原教育長:日程1、会議録署名委員の指名につきましては、菅原委員にお願いしたいと

思います。

前回の定例教育委員会での会議録の署名につきましては、金井委員にお願い

しておりましたが、よろしいでしょうか?

各委員:はい。

岩原教育長:それでは、そのように取り計らいたいと思います。

岩原教育長:日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと致したいと

思いますが、これにご異議ございませんか?

各委員:ありません。

岩原教育長:異議なしということで、会期は、本日1日限りと致します。

岩原教育長:日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から説明致しますので、お

手元の資料を見て頂きたいと思います。

【行政報告件名】

8月30日(火) 第8回定例教育委員会

夏の児童生徒作品展(公民館ロビー)

社会貢献感謝状贈呈(大成ロテック㈱北海道支社)

8月31日(水) 教育委員会連絡会議

9月1日(木) 公民館講座「健康づくりセミナー」

9月2日(金) 一日防災学校

9月4日(日) 吹奏楽ジョイントコンサート

9月5日(月) 第6回連携校長会議

9月6日(火) 第3回定例町議会(~8日)

9月8日(木) 草の根教育実習見学

立教大学駅伝部との交流会

9月10日(土) 宇津木妙子CUP第9回道東地区選抜野球弟子屈大会(~11日)

絶滅種鎮魂祭

9月11日(日) ホラネロライブ i n 弟子屈

9月12日(月) 児童生徒芸術鑑賞事業

- 9月12日(月) 臨時教育長会議
- 9月13日(火) 生きがい講座弟子屈学級 高校野球秋季北海道大会釧根支部予選 不登校児童生徒支援連絡協議会
- 9月14日(水) 社会教育主事道東ブロック研修会 高校生職場実習 表敬訪問(大会出場挨拶)
 - ・北海道高等学校新人ソフトテニス選手権大会
- 9月15日(木) 生きがい講座川湯学級
- 9月16日(金) 弟子屈町子ども子育て会議 表敬訪問(大会出場挨拶) ・小学生バンドフェスティバル(吹奏楽)
- 9月17日(十) 安全運転サポート車普及啓発活動
- 9月19日(月) 釧路北陽高校吹奏楽局弟子屈演奏会
- 9月20日(火) 台風14号の影響により始業2時間繰り下げ(小中学校) 第6回連携教頭会議 7町村合同 校長・教頭合同研修会
- 9月21日(水) 秋の全国交通安全運動街頭啓発(~30日) 和琴小にて社会貢献事業実施(沢田建設㈱) 臨時教育長部会議
- 9月22日(木) 幼児芸術鑑賞事業 育休代替教員への辞令交付
- 9月23日(金) 川湯小にて社会貢献事業実施(あすなろ道路㈱) 第31回町民水泳競技大会兼記録会
- 9月24日(土) 第74回弟子屈中学校文化祭 令和4年度小学生バンドフェスティバル(吹奏楽)
- 9月26日(月) 川湯中学校校内研修会
- 9月27日(火) 第9回定例教育委員会

教育長日記 6件掲載

岩原教育長:以上で、行政報告について終わらせて頂きます。 何か、ご意見や、質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。 なければ、後でもよろしいですので次に進めさせていただきます。

岩原教育長:日程4、議案第19号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたしますが、今回提出する全ての議案は、職員の年末年始の休日期間の改正に係るものでありますので、議案第19号から議案第26号までの8本の議案につきまして、一括して議題としたいと思いますがいかかでしょうか?

各委員: 異議なし。

岩原教育長:それでは事務局より説明をお願いします。

中村補佐 : ただいま、上程のありました議案第19号から議案第26号までの8本の議案 につきまして、提案理由を一括して説明させていただきます。

今回議案提出いたしました8本の規則・規程の一部改正につきまして、改正内容が全て共通の内容となっておりますので、一括して説明させていただきます。 改正内容としまして、今月上旬に開催されました町議会の定例会で、弟子屈町職員の年末年始の休日期間に係る条例が改正されたことにより、今回関連する規則などの一部改正をするものであります。

今までの年末年始の休日期間は「12月31日から1月5日」までとなっておりました。それに対して国や北海道の行政機関は「12月29日から1月3日」までと、町の休日期間とは2日ずれている状況でありました。

町の教育委員会と、町内の小中学校においても、現在は2日ずれている年末年 始の休みとなっております。

そのような中で、釧路管内の各町村で統一した年末年始の休日期間とすべく検討をしていたところ、今年の年末から国や北海道の休日期間と合わせて管内で統一を図るといった動きになりました。

よって、教育委員会が所管する各規則の中で、年末年始の休日期間を定めている条文を今回改正するものとなっております。

まずは、議案第19号のページをお開き願います。

議案第19号、弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定に ついて

弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定するものとする。

令和4年9月27日提出

教育長 岩原 勝行

次のページをご覧ください。

こちらはALT (外国語指導助手)の任用を定めている規則の新旧対照表になりますが、休日を定めている第11条の中で、年末年始の休日が「12月31日から1月5日まで」となっているところを、「12月29日から1月3日まで」に改正する内容となっております。

続きまして、議案第20号のページをご覧ください。

弟子屈町公民館管理運営規則の一部改正となります。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

公民館の休館日を定めている第3条の中で、「12月30日から翌年の1月5日まで」となっているところを、「12月28日から翌年の1月3日まで」に改正する内容となっております。

次の2ページをご覧ください。

こちらは公民館の規則の中で別表として定めている部分でありますが、公民館の職員の勤務時間や休日を定めております。

この表の一番下の部分、年末年始の期間で、現在は「12月31日から1月5日まで」となっている部分を、「12月29日から1月3日まで」に改正する内容となっております。

続きまして、議案第21号のページをご覧ください。

弟子屈町図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正となります。 次のページの新旧対照表をご覧ください。

図書館の開館期間などを定めている第4条の中で、「開館期間 1月6日から 12月29日まで」となっているところを、「1月4日から12月27日まで」 に改正する内容となっております。

続きまして、議案第22号のページをご覧ください。

弟子屈町図書館処務規程の一部改正となります。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

こちらは処務規程の中の別表部分の改正となります。

次の2ページをご覧ください。

図書館の職員の勤務時間や休日を定めている部分でありますが、この表の一番下の部分、年末年始の期間で、現在は「12月31日から1月5日まで」となっている部分を、「12月29日から1月3日まで」に改正する内容となっております。

続きまして、議案第23号のページをご覧ください。

弟子屈町修武館管理運営に関する規則の一部改正となります。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

修武館の休館日を定めている第4条の中で、年末年始「12月29日から翌年 1月5日まで」となっているところを、「12月28日から1月3日まで」に 改正する内容となっております。

続きまして、議案第24号のページをご覧ください。

弟子屈町川湯屋内温水プール管理運営規則の一部改正となります。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

プールの開館期間などを定めている第5条の中で、開館期間「1月6日から12月29日まで」となっているところを、「1月4日から12月27日まで」に改正する内容となっております。

続きまして、議案第25号のページをご覧ください。

弟子屈町川湯屋内温水プール処務規程の一部改正となります。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

こちらは処務規程の中の別表部分の改正となります。

次の2ページをご覧ください。

プールの職員の勤務時間や休日を定めている部分でありますが、この表の一番下の部分、年末年始の期間で、現在は「12月31日から1月5日まで」となっている部分を、「12月29日から1月3日まで」に改正する内容となっております。

続きまして、議案第26号のページをご覧ください。

弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民族資料館条例施行規則の一部改正となります。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

こちらは規則の中の別表部分の改正となります。

次の2ページをご覧ください。

アイヌ民族資料館の職員の勤務時間や休日を定めている部分でありますが、この表の一番下の部分、年末年始の期間で、現在は「12月31日から1月5日まで」となっている部分を、「12月29日から1月3日まで」に改正する内容となっております。

以上、簡単ではありますが、議案第19号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部改正」から議案第26号「弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民族資料館条例施行規則の一部改正」まで、一括して提案理由に係る説明とさせて頂きますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 以上です。

岩原教育長: ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質疑がありましたらよろしく お願いします。

管原委員 : 12月29日から休みとなるようですが、施設によっては28日から休みとな る所もあるのはどういうことでしょうか?

中村補佐 :職員の休日期間は12月29日から1月3日までなのですが、施設によっては 休館日が前倒しで休みとしているところもありますので、職員の休日期間と施 設の休館日がずれる場合もあるということであります。

岩原教育長:そのほか質疑ありますでしょうか? ないようですので、承認してよろしいでしょうか?

各委員:はい。

岩原教育長:それでは、議案第19号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第20号「弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第21号「弟子屈町図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第22号「弟子屈町図書館処務規程の一部を改正する訓令の制定について」、議案第23号「弟子屈町修武館管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第24号「弟子屈町川湯屋内温水プール管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第25号「弟子屈町川湯屋内温水プール処務規程の一部を改正する訓令の制定について」、議案第26号「弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民族資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することといたします。

岩原教育長:これで、本日予定していた議案等は全て終了しましたが、他に協議しておきた い事項・連絡などがありましたらお願いします。

岩原教育長:休憩します。

岩原教育長:再開します。

最後に、次回以降の、会議日程につきまして、確認します。

来月の定例教育委員会につきましては、前回の会議で10月26日(水)に川 湯小学校での移動教育委員会ということでご案内しておりましたが、都合の方 はよろしいでしょうか?

各委員:はい。

岩原教育長:それでは、来月は26日(水)でお願いします。

その次の、第11回定例教育委員会につきましては、11月29日(火)を予

定しております。

今から都合が付かないという方はおりますか?

宮田委員 : その日は欠席をいたします。

岩原教育長:はい、分かりました。そのほかの方は大丈夫でしょうか?

来月、再度確認したいと思いますが、日程を予定しておいてください。

よろしいでしょうか?

各委員:はい。

岩原教育長:それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和4年第9回定例教育委員会」

を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確である ことを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委 員 菅原 誓之